高速PLCを活用したインフラ点検の実証手続きの簡素化 (令和3年10月29日 総務省通達 総基環第196号)

規制改革の内容

措置前

・高速PLC設備を利用したインフラ点検ロボットの実証実験を行う際、実験用の当該設備の設置申請において、他の通信への妨害を与えない技術的根拠を示すための事前の予備実験等の実施に労力、コスト、時間を要する。

措置

・当該実験用の高速PLC設備の設置申請の処理における確認事項を明確化。

効果

・高速PLC設備を利用したインフラ点検の実証実験の実施を促進・迅速化。

規制改革の概要

持ち運び可能な電源装置に高速PLC設備※を接続し、 制御装置とインフラ点検ロボットとの間で電力線を利用 した通信を行う実証実験



当該実験用の高速PLC設備の設置申請の 処理における確認事項を明確化

(配管内 (地表・地中にあるものに限る。) 又は水中のロボットと 制御装置間の電力線による利用であること等が確認された場合には、 模擬環境等を用いた予備実験の実施を求めない。)



※広域帯電力線搬送通信設備 (高速PLC (Power Line Communication) 設備): 電力線に通信信号を乗せ、 高周波帯域(2~30MHz)で、 高速通信を可能とする設備。

高速PLC設備を活用したインフラ点検の実証実験を迅速に行いたいとするニーズに対応